

徳島市子どもの読書活動推進計画  
〔第一次推進計画〕

平成27年3月

徳島市教育委員会

## はじめに

私が初めて中学校に教員として赴任したとき、先輩教員にとにかく本を読むように勧められました。それで、赴任してからの3年間、がむしゃらに本を読んだ記憶があります。時間を見つけては市の図書館や書店に足繁く通い、教育の専門書はもちろん、小説、随筆など、さまざまな分野の本をたくさん読みました。そして、その3年間で読んだ本から学んだことが、その後の私の教師生活の指針となりました。それ以来の読書の習慣は現在も続いており、今や読書は私の大きな心の拠り所となっています。

一冊の本との出会いが、人生を変えることがあると言われる。私の場合は、多くの本との出会いによって、自分の教師としての仕事に大きな影響を受けました。また、読書をすることで自分と向き合う時間が持て、考えを深めることもできました。読書には人の心を支え、人を導く力があります。

子どもの読書離れが懸念されている昨今、これまで以上に子ども一人一人が読書を通じて主体的に学ぼうとする習慣を身に付けていく必要性を強く感じます。そのためには、子どもが本と出会い、読書の楽しさに触れながら、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進することが極めて重要であると考えます。

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、徳島県では、平成15年に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）が、また、平成21年には第二次推進計画、そして平成26年10月に、第三次推進計画が策定されました。

本市でも、このような国・県の計画の趣旨を踏まえ、「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）を策定しました。「子どもに豊かな心をはぐくむ読書活動の推進」をテーマに、家庭、地域、学校の連携のもと、本市の未来を担う子どもたちが、主体的に読書活動に取り組める環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、御協力をいただきました皆さま方に心より感謝申し上げますとともに、今後とも徳島市の子どもの読書活動の推進のため、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

徳島市教育委員会 教育長

石井 博

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 第一次推進計画 策定趣旨…………… 1
- 2 第一次推進計画 基本方針…………… 1
- 3 第一次推進計画 体系…………… 2
- 4 第一次推進計画 期間…………… 2

## 第2章 家庭・地域等における「子どもの読書活動」の推進

- 1 家庭における「子どもの読書活動」の推進…………… 3
- 2 市立図書館における「子どもの読書活動」の推進…………… 3
  - (1) 市立図書館の役割 …………… 3
  - (2) 市立図書館の「子どもの読書活動」推進のための取組…………… 4
- 3 民間団体等における「子どもの読書活動」の推進…………… 5

## 第3章 学校等における「子どもの読書活動」の推進 …………… 5

- 1 幼稚園・保育所等における活動の推進…………… 6
- 2 小学校・中学校における活動の推進…………… 7
- 3 高等学校における活動の推進…………… 7

## 第4章 「子どもの読書活動」推進のために…………… 8

- 1 「子どもの読書活動」推進のための社会的気運の醸成…………… 8
  - (1) 「子どもの読書活動」推進のための情報収集と提供 …………… 8
  - (2) 「子ども読書の日」等への取組 …………… 8
- 2 「子どもの読書活動」の推進体制の整備 …………… 9

## 参考資料

- ・用語集 …………… 10
- ・関係法令 …………… 12
- ・平成26年度徳島市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿 …………… 16

## 第1章 基本的な考え方

### 1 徳島市子どもの読書活動第一次推進計画 策定趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年公布・施行）に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が定められました。そして、平成20年3月には第二次基本計画が、平成25年5月には第三次基本計画が、それぞれの前計画の成果と課題を検証した上で、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものとして策定されています。

徳島県では、国の第一次基本計画に基づいて、平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）、続いて平成21年3月に「第二次推進計画」が策定されました。その後の新たな課題や環境の変化に対応するため、国の第三次基本計画に基づき、第二次推進計画の成果と課題をふまえて、平成26年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）が策定されました。

本市でもこれまで、学校における読書活動の推進や市立図書館における読書啓発のための各種行事の開催や情報発信等に取り組んで参りました。しかし、子どもの読書活動をより一層推進するためには、学校と家庭と地域の連携強化や学校図書館の充実等、まだ課題解決に向け取り組んでいく必要があります。このため、国・県の計画の趣旨を踏まえ、今後の方向性と取組を示すものとして「徳島市子どもの読書活動推進計画（第一次推進計画）」を策定します。

### 2 第一次推進計画 基本方針

「子どもの読書活動の推進に関する法律（第2条）」に「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と謳われているように、本を読み、その中で多くの素晴らしい言葉や表現に触れることは、子どもたちが心豊かに成長していくためにとても大切なことです。

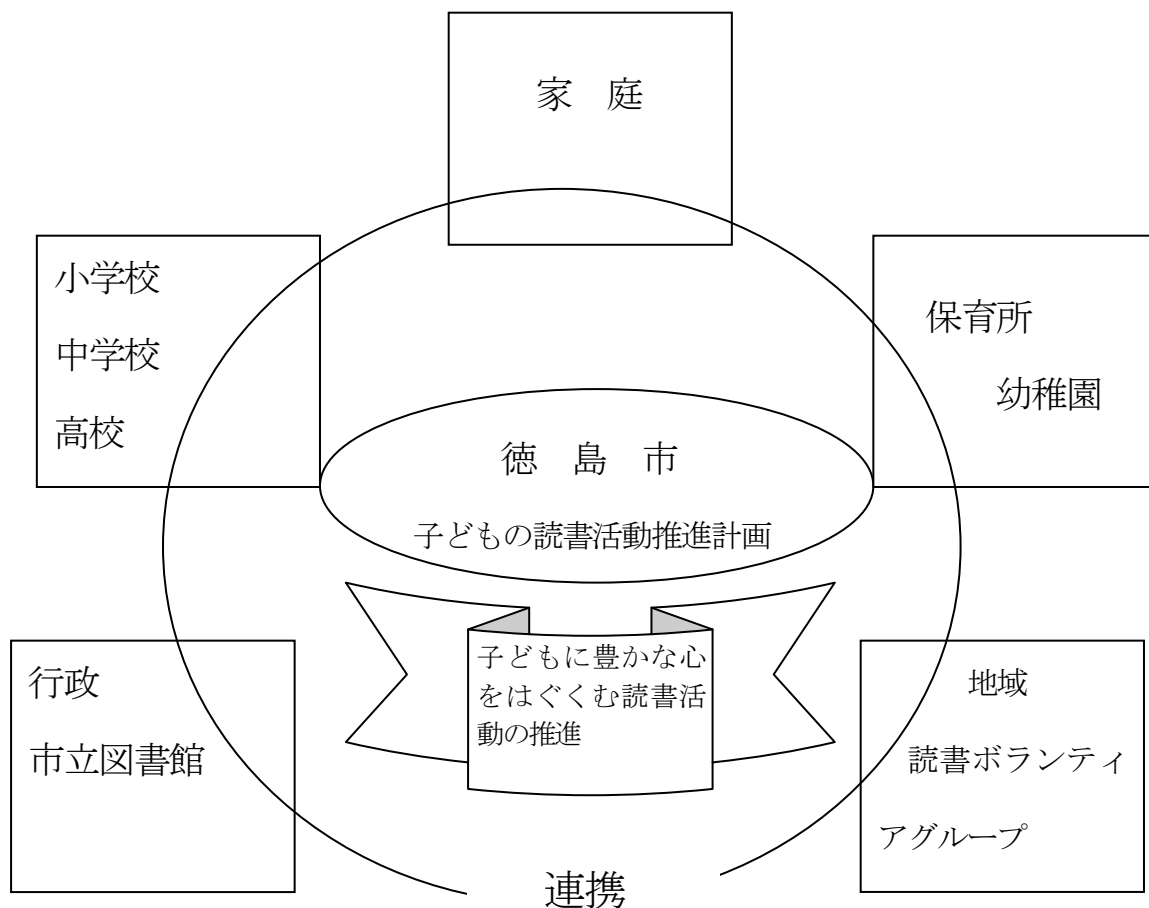
また「文字・活字文化振興法（第1条）」には「文字・活字文化は、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである」と示されています。つまり、自主的な読書活動は、人格の形成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、知的で心豊かな市民生活の実現及び民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものと言えます。

読書は、子どもたちに、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に参画していくための知識や教養を身に付けていくきっかけを与えてくれます。社会が急激に変化し複雑化する中で、子ども一人一人が読書活動を通じて、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付け、その豊かな心や創造性をはぐくむことはとても重要です。

このような子どもの主体的な読書活動を推進するため、「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）においては、子どもたちが主体的に読書活動に取り組める環境を整備し、「子どもの読書活動」の意義や重要性についての理解・関心を高め、家庭・地域・学校の連携のもと市民総ぐるみで、「子どもに豊かな心をはぐくむ読書活動」の推進を目指します。

### 3 第一次推進計画 体系

本市においては、この「第一次推進計画」に基づき、家庭、地域、学校、図書館などの社会教育施設、民間団体等が相互に連携協力し、子どもの主体的な読書活動を市民総ぐるみで推進するとともに、学校図書館の活性化を軸に、子どもが読書に親しむための機会と施設・設備・図書資料等の整備・充実に努め、全ての子どもが主体的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めます。



### 4 第一次推進計画 期間

計画の期間は、平成26年度からおおむね5年間とします。  
なお、必要に応じて施策等の追加や修正を行います。

## 第2章 家庭・地域等における「子どもの読書活動」の推進

### 1 家庭における「子どもの読書活動」の推進

家庭は、子どもが最初に本に出会う場であり、家庭において本と子どもたちを結びつけることが読書へのきっかけづくりとなります。子どもが読書習慣を身に付ける上で、家庭が果たす役割はとて大きく、家庭内で読書に親しむ機会が充実することが望まれます。

しかし、近年、インターネット・スマートフォン等による情報化の進展やテレビ・ゲーム等による娯楽の多様化により、読書の必要性、重要性は認識されていても、家庭において子どもの読書環境を確保することは容易ではなくなりつつあります。

そのため、今後、子どもの読書活動を推進するために、各家庭において、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人たちに読書の意義を理解していただくことが必要です。それにより、各家庭が、幼いころからの読み聞かせの実施、身近に本がある環境づくり、家族で読書を楽しむ習慣化等の取組を実践することが望まれます。

#### ◎具体的な取組

- ・市立図書館においては、ブックスタート事業を通じて、市内在住の子どもやその保護者へ絵本を贈呈して、読み聞かせの有用性を啓発し、普及に努めていきます。
- ・市立図書館においては、隣接する子育て安心ステーション等と連携して、育児中の家庭に対して、図書館で開催しているおはなし会や絵本の紹介・案内等を行うことにより、家庭における読書活動を支援していきます。
- ・市立図書館においては、移動図書館の巡回や配本サービス等を通じて、家庭における読書環境の確保を支援していきます。
- ・市立図書館、学校など幅広い関係機関が連携して、家庭における読み聞かせや子どもの読書活動の意義や重要性について、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人たちの理解が深まり意識が向上するように、普及啓発に努めます。

### 2 市立図書館における「子どもの読書活動」の推進

#### (1) 市立図書館の役割

市立図書館では、平成24年度にJR徳島駅前へ移転したことを機に運営方針を策定しました。その中の1つとして、「子どもたちが豊かに生きる力を身に付け健全な成長をする支援」を掲げており、子どもたちの成長支援に積極的に関わっていく方向性を明示しています。

#### 《 運 営 方 針 》

##### ● 子どもたちが豊かに生きるための力を身に付け健全な成長をする支援

図書館は、学校及び家庭教育支援、子育て支援などに積極的に取り組み、子どもたちが読書習慣を身に付け、素晴らしい本と出会えるよう支援を行うことにより、市の将来を支える子どもたちの心豊かな成長や、優れた知性や感性の育成に貢献することを目指す。

##### ◆ サービス方針

- ・ 求められている資料・情報の発達段階に応じた適切な提供。
- ・ 子どもの読書活動推進のための取組・イベントの実施。
- ・ 図書館事業や読書活動を通じた親子又は保護者同士、子ども同士の交流促進。

子どもたちの豊かで健全な成長を支援するに当たっては、言うまでもなく、子どもの読書活動を推進することがとても重要です。素晴らしい本との出会いは、子どもたちの成長過程において、とても大きな影響を与え得るものであり、豊かな生活を送る一助となります。

そのため、市立図書館では、子どもの読書活動を推進するため、様々なサービスに意欲的に取り組んでいきます。

## (2) 市立図書館の子どもの読書活動推進のための取組

市立図書館では、前述の運営方針に沿って、子どもの読書活動推進に資するために、多様な視点で取組を進めていきます。

### ① 幼児・児童サービス

子どもが、豊かに生きていくために必要な能力（感性、想像力など）を身に付けるに当たっては、読書活動は重要な役割を果たすものです。

そのため、読書活動の価値を保護者に啓発するとともに、幼少期より、子どもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身に付けるための取組を推進したり、学校や保健機関等との連携を促進したりすることが求められています。

市立図書館では、次の具体的な取組を進めることで、これらに応えることができるよう努めていきます。

#### ◎具体的な取組

- ・子どもたちがお気に入りの本と出会うきっかけを創出するため、幼児・児童の関心・興味を惹く児童書、絵本、紙芝居等を、発達段階に応じて幅広く収集して、資料の充実に努めていきます。
- ・子どもの読書活動を推進するためのイベントを毎日2回開催して、市立図書館でいつでも気軽に本に親しむことのできる環境づくりを推進していきます。
- ・おはなし会以外にも、工作教室・実験講座・読書支援講座・アニメーション・ブックトーク等、イベント内容を多彩にすることで、子どもたちが意欲的に参加して、本や読書への関心が継続するよう努めていきます。
- ・学校での読書活動を推進するために、図書館等についての情報提供、団体貸出及び図書館見学・職場体験の受入れの拡大を図ります。また、学校図書館との連携強化に努めていきます。
- ・パスファインダーの作成や調べる学習支援講座の開催等を通じて、図書館での調べ学習支援を一層、推進していきます。

### ② 青少年サービス

青少年は、学校活動や課外活動が多忙になり、市立図書館を利用することが少なくなる傾向にあります。読書活動から離れがちな青少年が、読書活動の大切さを理解し、市立図書館を有効に活用することにより、知性を育み、人生をより深く生きるための力を身に付けられるよう支援することも市立図書館の役割と考えられます。

そのため、読書活動の大切さや図書館の魅力・有用性等を啓発するなど青少年が、生涯にわたり読書活動を継続するための取組を推進することが求められています。

市立図書館では、次の具体的な取組を進めることで、これらに応えることができるよう努めていきます。

#### ◎具体的な取組

- ・青少年が、広い視野と考える力を身に付け、豊かな知性を育むことを支援するために、様々な文化や価値観を知ることのできる多様な資料の収集に努めていきます。
- ・青少年が、読書習慣を継続する環境づくりのため、青少年の関心が高く、この世代特有のニーズに応じた資料を集めたヤングアダルトコーナーを、館内に設置します。
- ・ヤングアダルトコーナーでは、青少年のおすすめの本の展示やノート、ボードの設置等を行い、青少年の読書活動の集いの場、情報交換や情報発信の場となるよう運営の

充実に向けていきます。

- ・本や図書館に関心が深い青少年の活動を支援し、これらの青少年を育成するために、ヤングアダルト・ボランティアを募集し、充実した運営に努めていきます。

### ③ 環境整備

市立図書館が、子どもたちが読書習慣を身に付けるための支援を行うに当たっては、多様なサービスを進めることと同時に、その環境整備もとても重要になってきます。

子どもやその保護者が、「図書館へ行きたい」、「図書館をまた利用したい」と思える図書館にすることが、子どもたちと本との出会いを創出して、読書習慣を身に付ける足掛かりとなります。

そのため、市立図書館は、読書をするために快適で居心地のいい空間づくりや利便性を高める環境づくりに取り組んでいきます。

#### ◎具体的な取組

- ・こども室（5階）を、一般室（6階）と階を分けて独立させることで、子どもやその保護者が気兼ねなく図書館を利用でき、自由な雰囲気の中で本に親しむことのできる空間づくりに努めています。
- ・こども室は、広々とした施設（旧図書館の2倍に当たる約1,100㎡）の中、明るく緑に包まれた開放的な環境作りや、本棚を低くして、サインを分かりやすくする等、子どもたちが図書館に親しみやすい館内デザインに努めていきます。
- ・調べ物に活用する場（インターネットコーナー（調べ学習用データベース「ポプラディアネット」導入）、イベントで本の世界を楽しむ場（おはなしのへや）、親子が触れ合ったり、保護者同士の交流を図りながら読書を楽しむ場（たたみコーナー）等、様々な用途に活用できる場を提供していきます。
- ・隣接する子育て安心ステーションとの連携、赤ちゃん絵本コーナー（赤ちゃん向け絵本、子育て参考資料等を収集・配架）の館内設置等により、子育て中の保護者や赤ちゃんがゆっくり過ごせる環境づくりに努めていきます。
- ・近年のICT技術の進展に伴い普及しつつある新しい媒体、電子書籍を活用して、子どもたちに読書の新たな楽しみ方を提示し、読書を身近なものにする電子図書館サービスの充実を図り、いつでもどこでも読書に楽しむことができる環境づくりに努めます。

### 3 民間団体等における「子どもの読書活動」の推進

民間団体等には、家庭文庫、おはなし会ボランティア、PTA等、子どもの読書活動を推進する多種多様な団体があります。

これらの民間団体等は、様々な場面で、独自の特色ある活動を展開しているため、子どもの読書活動の広がりが期待されます。

そのため、今後、子どもの読書活動を推進するために、これらの民間団体等と市立図書館や学校等が連携して、ネットワークの構築や情報共有を進めることが望まれます。

#### ◎具体的な取組

- ・市立図書館においては、民間団体等との連携を進めて、活動の場の提供や読書活動推進の協力等に努めていきます。
- ・市立図書館においては、子どもサービスボランティアと協力して、おはなし会の充実に努めていきます。また、子どもサービスボランティアの育成や交流の推進、ホームページ等での紹介等を通じて、ボランティア活動の支援を進めていきます。



- ・学校（幼稚園）においては、民間団体と学校とのネットワーク作りを進め、読書活動の充実を図ります。

### 第3章 学校等における「子どもの読書活動」の推進

幼児期に読書の楽しさを知らせ、感性を磨き、豊かな心をはぐくむためには保護者・教師・保育士などが読み聞かせ等、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うことが大切です。それにより、子どもは本や読書活動への興味・関心を深めることができます。幼児期の本に多く触れる環境づくりがその後のより自主的な「子どもの読書活動」へとつながります。

小・中学校においては、これまでもあらゆる学習活動を通じて読書活動が推進されてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。各教科で、また全校一斉の読書活動や読み聞かせなど、あらゆる学習活動を通じて読書の楽しみを実感させ、学校や家庭における子どもの読書習慣を身に付けさせることが求められています。さらに、子どもの発達段階に応じた読書指導や学校図書館の活用、市立図書館・ボランティア団体等との連携等の様々な取組の実施とともに、生涯にわたる読書生活の基礎の確立を図ることが大切です。

また、学校図書館においては、読書活動の拠点となることと言語活動の充実等、授業のねらいに沿った資料の整備や学習支援を行うこと、および情報活用能力の育成の支援を行うこと等の役割を果たすことが期待されています。

#### 1 幼稚園・保育所等における活動の推進

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期です。この時期に、絵本や物語、紙芝居などに親しみその面白さを味わう中で、想像する楽しさや豊かな感性、言葉に対する感覚などを養っていきます。さらに、そのような体験から“もう一度見たい”“もっといろいろな絵本を見たい”という思いが生まれ、その後の読書活動の基礎へとつながっていきます。

幼稚園や保育所では、おはなしが大好きな子どもに育つことを願って、発達段階に応じた絵本の読み聞かせやおはなしなどを日常的に行っています。また、子どもが自由に絵本を手にとって見ることが出来るよう、絵本のコーナーや絵本の部屋の環境を工夫したり、家庭で親子と一緒に絵本に親しめるよう絵本の貸出を行ったりしています。さらに、保護者やボランティアとの連携・協力による読み聞かせやおはなしの面白さ・楽しさを体験する機会も取り入れています。職員を対象に読み聞かせや絵本について学ぶための研修を行ったり、保護者に対しては、おたよりや保育参観日・講演会等を通して、絵本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えたりする取組も進めています。

#### ◎具体的な取組

- ・公共図書館等と連携して発達段階に応じた絵本を選定するとともに、子どもの興味・関心に応じた絵本を整備したり、市立図書館の団体貸出等を活用し蔵書数の充実を図ったりして、読書環境の充実に努めます。
- ・保護者やボランティア等との連携・協力を得て、絵本の読み聞かせやおはなし会、紙芝居や人形劇など幅広い内容を取り入れ、読書活動の充実に努めます。
- ・教諭・保育士の講習会や研修会への積極的な参加を促し、読み聞かせの技術や絵本に親しめる環境づくりの工夫について等、読書活動に対する意識の向上を図ります。
- ・おたよりや保育参観日・講演会等を通して、子どもの心の発達における読み聞かせの重要性を保護者に知らせ、絵本を貸出することで親子の触れ合いを大切にした家庭での読み聞かせの機会拡充に努めます。

## 2 小学校・中学校における活動の推進

小学校および中学校学習指導要領には、「各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動を充実すること。また、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と示されています。このため、各小中学校においても、児童生徒の読書活動の活性化を目指して、一斉読書、図書委員会による読書啓発活動、読書冊数による表彰、「読書週間」中の行事、保護者やボランティアによる読み聞かせ等、多くの取組が行われています。しかし、家庭での一日あたりの読書時間が10分未満と答えた児童生徒数の割合が高いという現状があり、家庭との連携を図りながら、児童生徒の読書習慣が確立するよう配慮した取組をさらに進める必要があります。

また、学校図書館においては、蔵書数は小学校で90.3%、中学校では100%が学校図書館図書標準を達成しています。しかし、一方で公共図書館との連携を図る学校の割合が少ないという状況があり、図書館資料の充実のためにも、より一層の連携が望まれます。

### ◎具体的な取組

- ・公共図書館等との連携を推進して、団体貸し出し等の効果的な実施を行い、多様化する児童生徒のニーズに応えられるように学校図書館資料の充実に努めます。
- ・子どもの発達段階に応じた図書の計画的な購入を促し、蔵書率100%の達成を目指し蔵書の充実を図ります。
- ・保護者、ボランティア等との連携・協力を得て、読み聞かせやブックトーク等、児童生徒の読書活動への積極的な働きかけを推進します。
- ・図書委員による推薦図書の紹介や展示、読み聞かせ等の児童生徒による図書委員会活動の活性化を促します。
- ・学校図書館を国語科における並行読書や各教科および総合的な学習の時間等の調べ学習に十分活用し、児童生徒の図書館利用のきっかけづくりを促します。
- ・「読書の生活化プロジェクト」を推進するとともに、学校便りや学年便りおよび懇談の機会等を通じて、家庭との連携を図り、保護者に読書の大切さに対する理解を促すとともに、児童生徒の家庭での読書習慣の確立を図ります。
- ・夏季休業日中等に読書活動推進研修会を開催し、読書活動に関する教職員の指導力の向上を図ります。
- ・司書教諭が学校図書館業務を推進できるよう、教職員の協力体制を確立し、計画的な取組の推進、及び学校図書館（学級文庫を含む）の機能の充実を促します。

## 3 高等学校における活動の推進

小学校・中学校において身に付けた読書習慣を、高等学校において一層確かなものとするために、生徒の実態に応じた読書指導計画を作成するとともに、各教科の授業や総合的な学習の時間等、様々な教育活動の中に生徒の読書活動を位置付けています。

また、必読書・推薦図書の選定、読書感想文コンクールの実施、新刊図書の案内等を通して、家庭での読書推進に取り組んでいます。

学校司書と司書教諭、国語科教諭が中心となり、全ての教職員が連携し、学校図書館を活用した学習活動、学校図書館の機能充実等に取り組むとともに、日々の読書指導の充実を図ることが求められています。そのためには、学校図書館の運営や読書活動の展開に対して、教職員全員が共通理解を深め、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。

また、生徒の読書への関心を高め、読書習慣の定着をより確かなものにするために、生徒による図書委員会活動等、自主的な読書活動の活性化を図るとともに、家庭や地域における

読書活動を推進するために、公共図書館をはじめ、関係機関や民間団体等との一層の連携が望まれます。

#### ◎具体的な取組

- ・公共図書館等と連携して、団体貸出等を効果的に実施し、多様化する生徒のニーズに対応した図書資料の充実に努めます。
- ・図書委員の役割分担を明確化し、定期的・計画的に図書委員会を開くことで、活動の活性化を図り、委員会による推薦図書の紹介・展示や読書に関するイベントの開催等、多様な取組ができるよう促します。
- ・学校の状況や生徒の実態に即した計画等を作成し、学校図書館を活用した授業・調べ学習等を計画的・積極的に展開します。
- ・「読書の生活化プロジェクト」を推進するとともに、毎月発行する「図書館便り」や随時発行する「新刊図書案内」等を通じて、生徒及び保護者の読書への関心を高め、図書館の積極的な利用を促し、家庭での読書習慣の定着を図ります。
- ・各教科におけるレポートの作成や読書感想文コンクールへの出品を促し、読書活動に関する発表や評価の機会を設けます。
- ・夏季休業日中に読書活動推進研修会を開催し、先進的な実践事例や取組等を学び、読書に関する教職員の指導力の向上を図ります。
- ・教職員の連携協力体制を確立し、学校司書・司書教諭を中心とした図書館内の環境整備や読書活動に関する広報啓発を積極的に推進し、学校図書館の機能の充実と利用の促進を図ります。

## 第4章 「子どもの読書活動」推進のために

子どもの読書活動を推進するために、前章まで家庭・地域・学校等、様々な立場から方策を立ててきました。

これらの方策を効果的に実践するためには、これらを有機的に結びつけたり、各種の取組を後押しして円滑に進めたりするための土壌を形成していくことが必要です。

### 1 子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成

啓発・広報活動等を推進することにより、子どもだけでなく大人も含めた社会全体の気運を醸成することがとても大切です。そのため、次のとおり、具体的な取組を進めていきます。

#### (1) 子どもの読書活動推進のための情報収集と提供

- ・各種情報の効果的な周知や共有化を図るために、市関係各課、施設間で連携して、積極的な情報提供や広報協力に取り組めるよう努めていきます。
- ・市立図書館においては、広報誌、ホームページ、啓発物等を通じて、イベントや各種サービス等に関する案内を充実させていきます。また、子ども専用の広報誌、ホームページコーナーを設けることで、子どもやその保護者が分かりやすく、本や図書館に対する関心を喚起できるような情報提供に努めていきます。

#### (2) 「子ども読書の日」等への取組

- ・「子ども読書の日」等の啓発に努めることで、その意義について理解を深め、社会全体で子どもの読書活動推進について考えるきっかけづくりを図っていきます。
- ・市立図書館においては、期間中、趣旨にふさわしいイベントを積極的に行い、子どもたちが本に親しむきっかけづくりや、子どもの読書活動推進に対する興味や関心が社会に浸透

するよう努めていきます。

- ・学校（幼稚園）においては、「子ども読書の日」・「子どもの読書週間」・「読書週間」において、趣旨に沿った様々な活動の推進を図ります。

## 2 子どもの読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動の推進体制を整備することにより、各種の取組が、点ではなく線になるよう結びつけることで、一層、意義あるものとなります。そのため、次のとおり、具体的な取組を進めることで、子どもの読書活動推進の実現を図っていきます。

- ・「徳島市子どもの読書活動推進計画」を策定して、広く公開することにより、市民の理解や協力が得られるよう努めていきます。
- ・「徳島市子どもの読書活動推進計画」の推進に当たっては、市関係各課・施設間での共通理解を図り、総合的かつ計画的に推進できるよう努めていきます。
- ・学校（幼稚園）、市立図書館、民間団体等、各種団体間の連携を強化して、子どもの読書活動推進に関する協力体制の整備に努めていきます。

## 徳島市子どもの読書活動推進計画 用語集

### ・ICT

Information and Communication Technology の略。

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来、頻繁に用いられてきたITとほぼ同様の意味で用いられるもので、ITに替わる表現として定着しつつある。

### ・アニメーション

アニメーションは、「活性化し元気にする」という意味があり、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうとする読書教育法のことを読書へのアニメーションと言う。

### ・移動図書館

本を読みたいが図書館が遠いなどの理由で来館が難しい人のために、身近な図書館として移動図書館「いずみ号」が市内の約70か所（平成26年4月1日現在）を約1か月の周期で巡回し、図書の貸出等を行っている。

### ・学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

### ・データベース

関連し合うデータを収集・整理して、検索や更新を効率化したファイルのこと。

### ・電子書籍

書籍をデジタルデータにして、紙の代わりにデジタル機器の画面で読めるようにしたもの。ファイルに映像や音が流れるなど、電子書籍独特の表現が用いられることもある。

### ・電子図書館

電子図書館とは、情報技術を活用して図書館が行うサービスのことである。徳島市立図書館では、平成24年4月から、インターネットを通じて、自宅のパソコン等で電子書籍の「検索」「貸出」「予約」「返却」等ができる電子図書館サービスを提供している。

### ・読書の生活化プロジェクト

学校図書館活動等を活性化し、貸出冊数を増加させるなど、学校による家庭読書につながる取組を充実させ、子供の読書の生活化を推進する。

平成18年度～20年度「読書の生活化プロジェクト」—1000万冊読破—

取組内容：(1) 主に読書の生活化を図り、ひいては家庭学習の習慣化を目指す

(2) 1年間で300万冊、3年間で1000万冊読破を目標！

(3) 3ヶ月ごとに合計冊数を集計して進捗状況をネット配信。

平成21年度～23年度「読書の生活化プロジェクトⅡ」

—学校による『家でも本読む習慣づくり』—

取組内容：(1) Web上からの入力システム等を活用した集計

(2) 家庭読書時間調査の実施

○徳島県学カステップアップテスト（小学校5年生、中学校2年生対象）

○平成21年度生徒の意識等にかかわる調査

（高等学校・特別支援学校高等部1、2年生対象）

(3) 特色ある取組の推進

(4) ホームページを活用した集計結果等の発信

平成24年度～26年度「読書の生活化プロジェクトⅢ」

—毎日10分以上、家で読書をしよう！—

- 取組内容：(1) 学校図書館の活性化を通じた読書環境づくり  
(2) 家庭読書時間の調査  
(3) 特色ある取組の推進

県内諸学校で、毎月23日を「家庭読書の日」として、その週を家庭読書推進週間に位置付け、家庭読書につながる取組を実施し、学校図書館の貸出冊数、家庭での平均読書時間(新聞を含む)、特色ある取組を年間2回調査している。(10月と3月)

・ **配架**

図書資料を分類記号により、書架の位置を決めて配置すること。

・ **配本サービス**

広く図書を利用していただくため、公民館や学校など市内に所在する施設に配本所を設置して、一括して図書を配本するサービス。

・ **パスファインダー**

あるトピック(主題)について調べるために役立つ資料やツール、情報の探し方を分かりやすくまとめて紹介した「情報の道しるべ」のこと。トピックについて、詳しく知り関心を高めることができるとともに、資料や情報の探し方を知ることにも有効である。

・ **ブックスタート**

赤ちゃんの周りで、楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す活動。

1992年に英国で始まり、日本では2001年4月から実施されている。

・ **ブックトーク**

狭義では、ある一つのテーマに沿って、数冊の本について図書館や学校で司書などが紹介すること。広義では、本についての話をする中で、自分の読んだ本を友人に薦めたりすることもブックトークと言える。

・ **ヤングアダルト**

12(または13)歳~19歳の「若い大人」という意味で使われている言葉。

子どもから大人に成長する時期は、体だけではなく心も大きく育ち、その「柔らかい心」を育てるために、読書が一番必要な時期とも言われている。

## 関係法令

### ○文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日)

(法律第九十一号)

文字・活字文化振興法をここに公布する。

文字・活字文化振興法

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の F 養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の F 養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進す

るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の F 養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の F 養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の F 養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。  
3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健全な成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子

もの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成26年度 徳島市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

| 職 名                                   | 氏 名    |
|---------------------------------------|--------|
| 徳島市教育委員会教育次長                          | 松本 賢治  |
| 徳島市教育委員会学校教育課課長                       | 湯浅 毅   |
| 徳島市教育委員会社会教育課課長                       | 松平 芳典  |
| 徳島市・名東郡中学校校長会 学校図書館担当<br>八万中学校校長      | 奥村 勝   |
| 徳島市・名東郡小学校校長会 学校図書館運営協議会担当<br>八万小学校校長 | 上田 威彦  |
| 八万南幼稚園長                               | 壽満 純子  |
| 徳島市立図書館協議会委員長                         | 三木 スズエ |
| 徳島市立図書館長                              | 清水 伸好  |